

定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

▶不足額給付金とは

令和 6 年分所得税および定額減税の実績額が確定したことにより、令和 6 年度に定額減税しきれないと見込まれる方へ実施した定額減税補足給付金(調整給付)の額に不足が生じた場合に追加で給付を行います。

▶対象となる人

令和 7 年 1 月 1 日に中島村に住んでいる方で、以下のいずれかに当てはまる場合。

【不足額給付Ⅰ】対象者には確認書をお送りしています。

当初給付の計算時には令和 5 年の所得等を基に推計したため、最終的に令和 6 年の所得や扶養状況が確定した際に差額が生じた人。

- ・ 例 1: 令和 5 年より令和 6 年の所得が減って、実際の税額が推計より少なかった。
- ・ 例 2: 令和 6 年中に子どもが生まれ、扶養親族が増えて、減税可能額が増えた。
- ・ 例 3: 給付後に税額修正があり、個人住民税の所得割額が減少したことで新たに給付の対象になった。

【不足額給付Ⅱ】ご自身で要件を確認し、申請が必要です。

村から通知が届かない場合でも申請が必要なケースがあります。

課税資料等を基に支給要件を満たすことが確認できた場合には、決定通知をお送りします。

I とは別枠で、次の 3 条件すべてを満たす人。

1. 令和 6 年分所得税額・個人住民税所得割額がいずれも 0 円(本人は定額減税の対象外)。
2. 税制上、扶養親族にも該当しない。
3. 低所得世帯向けの給付(7 万円・10 万円)の対象世帯に属していない。

《具体例》

- ・ (1) 事業専従者
例: 個人商店を手伝う配偶者などで、扶養控除も受けられず、自分に税金はかからないが、世帯内に納税者がいるため低所得世帯向け給付も受けられない。
- ・ (2) 合計所得 48 万円超だが非課税
例: 年金収入などで 48 万円を超えるが、控除等で税額は 0 円。扶養にも入らず、世帯内に納税者がいるため低所得世帯向け給付も受けられない。

不足額給付Ⅱに該当するかは、裏面の支給要件確認セルフチェックをご活用ください。

※確認書及び申請書の期限は令和 7 年 10 月 31 日(金)必着です。

※支給日は令和 7 年 11 月 25 日(火)を予定しています。

問い合わせ先: 中島村役場 税務課 ☎0248-52-3481

～不足額給付Ⅱ 支給要件確認セルフチェック～ ※不足額給付Ⅰではありません

